

奈良県告示第四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十七年五月十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 山本 悅雄

北葛城郡広陵町大字大塚七三三

塙本 義久

六二一

小原 安夫

七三五

西川 博之

六二九

塙本 吉則

六九六

上村 敏彦

四九六

岡本 成由

四六二

坂野 正

四七九

乾 敏之

一六二三

坂野 元哉

四〇二一

安川 泰武

七一九

籬谷 利彦

六二三一二

遠田 保雄

九六三一一

乾 善弘

四五二

坂野 正

四七九

塙本 吉則

四〇二一一

岡本 成由

四七六

細井 博文

四六二

坂野 元哉

六九六

塙本 吉則

六二一

小原 安夫

七三五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 乾 敏之

北葛城郡広陵町大字大塚一六二三

塙本 吉則

四七九

岡本 成由

四六二

細井 博文

四七六

坂野 元哉

四六二

塙本 吉則

六九六

塙本 吉則

六二一

小原 安夫

七三五

〃 〃 〃 監事 〃 〃

上村 雛谷 乾 善弘 植田 西川
敏彦 利彦 悅雄 宗宏 博之

香芝市高山台三丁目二三一四
北葛城郡広陵町大字大塚七三三
六二三一一二 六二九

〃 〃 〃 四九六 九六三一一一